

監査公表第 1 号

平成 29 年（2017 年）4 月 6 日

札幌市監査委員	藤	江	正	祥
同	窪	田	もとむ	
同	宮	村	素	子
同	涌	井	国	夫

措置通知事項の公表について

札幌市長から「定期監査等の結果に基づく措置の通知について（平成 29 年 4 月 3 日付け札総第 48 号）」が提出されましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、当該通知（写し）を別添のとおり、公表いたします。

札総第48号

平成29年（2017年）4月3日

札幌市監査委員 藤江正祥様
同 窪田もとむ様
同 宮村素子様
同 涌井国夫様

札幌市長 秋元克広

定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

また、定期監査等の結果報告に添えて提出された意見への対応についても、併せて通知いたします。

(別紙)

1 指摘に対する措置（平成28年度監査報告5号に掲載された指摘事項に係るもの）

(1) 平成28年度第2回定期監査（事務監査）関係

監査対象	財政局税政部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項/2 支出事務/(2) 市内旅費に関する事務を適正に行うべきもの 市税の徴収及び滞納処分などの業務に従事した際に支給される市内旅費に関する事務において、請求の要件を一部欠いたまま、支給手続きが行われているのがみられた。 今後は、関係規程を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘に対する措置》 市内旅費の支給に関する事務について、職員に関係規程を周知し、当該規程に則った取扱いを徹底することとした。 また、今後同様の誤りが起こらないように、決裁時に確認すべき箇所をまとめたチェックリストを作成し、当該チェックリストの活用により確認を強化することとした。	

監査対象	財政局税政部
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項/4 その他の事務/(1) 市税証明の交付に関する事務を適正に行うべきもの 市税証明交付の請求等を受けた際、請求者が法人の場合は証明請求書等に法人の代表者印が押印されていることを確認後、証明等の請求に応じることとされている。 しかしながら、法人の代表者印が押印されておらず、代表者印がカラー印刷された証明請求書を受理し、市税証明を交付しているのがみられた。 今後は、関係規程を順守し、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。
《指摘に対する措置》 今後、同様の誤りの発生を防ぐため、指摘事項について市税証明交付窓口での証明請求書の確認行為の周知徹底を図り、適切かつ確実に事務を執行することとした。	

監査対象	財政局南部市税事務所
監査委員の指摘事項	第1 指摘事項/1 収入事務/(1) 市・道民税の減免に関する事務を適正に行うべきもの 生活保護受給者に係る市・道民税の減免事務について定めた減

	<p>免事務取扱要領では、各種扶助を受給した日以後に納付又は納入のあった税額は、減免対象税額に含めるものとしているが、生活保護開始当日に納付された税額分を除いて減免処理を行っているものがみられた。</p> <p>今後は、関係規程に留意するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
--	--

《指摘に対する措置》

直ちに減免対象税額を訂正し、第1期分の還付手続きを行った。

また、減免事務に関する課内研修を実施し、減免事務取扱要領に基づく事務処理について再確認するとともに、減免決裁を行う際は伺いに添付する収納状況照会画面の領収日にマーカーを付し、減免対象額に誤りがないかの確認を徹底することとした。

監査対象	財政局南部市税事務所
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/3 財産管理事務/(3) 駐車チケットの管理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>市税証明交付申請や市税相談等の市税に関する用務のために、市税事務所への来訪者が特約駐車場を利用した場合、特約駐車場用駐車チケットを交付することができる。</p> <p>しかしながら、用務外で利用した来訪者に誤って交付しているものがみられた。</p> <p>今後は、市税事務所来庁者用駐車場取扱要領等の関係規程を順守し、適正な運用及び管理に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

職員に「市税事務所来庁者用駐車場取扱要領」について周知を行うとともに、駐車チケット受払簿にも駐車チケット交付時の注意事項を表示し、当該要領順守の徹底を図った。

監査対象	環境局環境都市推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/2 支出事務/(3) 前渡資金に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>一時限りの経費に係る資金前渡を受けた職員は、その用件終了後、7日以内に資金前渡精算書を作成し、関係書類を添えて精算を行うこととされているが、この精算処理が大幅に遅延しているもの（約5か月）がみられた。</p> <p>資金前渡は、支出の特例であり、前渡資金の取扱いは特に厳格に行う必要があることから、今後は、会計規則等を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

再発防止のため、経理担当職員に加え、業務担当職員、経理担当係長等複数

の職員が、用件終了後7日以内に、必要な処理が行われているかを確認するよう是正した。

また、当部の予算管理について、部庶務（経理）担当課が行う事務は、局内他部に集約されており、これまで当部では、毎月の資金前渡整理簿及び資金前渡精算書の確認及び保管を行っていなかったことが、精算遅延の探知が遅れた一因と考えられた。そのため、部庶務（経理）担当課としても、毎月定期的に整理簿等を確認することとし、チェック体制の強化を図った。

監査対象	環境局環境都市推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/3 財産管理事務/(1) 借受財産の管理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>借受財産については台帳に登録の上、借受状況の把握、指定用途の履行などに留意し、管理に万全を期すこととされているが、市内の地盤沈下測量に用いる水準点設置の目的で借受けている民有地等について、長期間、現況把握及び記録管理を行っていないものがみられた。</p> <p>今後は、関係規程を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>現在はこれら水準点の現況把握を行い、台帳への記載等を進めている。今後は水準点の管理要領等を新たに作成し、台帳記載や管理が確実に実施されるようチェック体制の強化を図ることで、再発防止に努めていく。</p>	

監査対象	教育委員会学校教育部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/2 支出事務/(1) 役務契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>ア 役務契約に係る指名見積合せで送付による書類の提出を認めている案件において、委任状を提出しない代理人が提出した見積書は、本来無効とすべきものであるが、そのまま有効として手続きを行っているものがみられた。</p> <p>今後は、関係法令を順守するとともにチェック体制の強化を図り、適正な契約の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>改めて関係規程について職員に周知を徹底する他、事務担当者には積極的に契約事務に関する研修への受講を促すなど、適正な事務処理の執行に努めることとした。</p>	

監査対象	教育委員会市立学校
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/2 支出事務/(1) 役務契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>イ 複合機保守業務契約において、指名見積合せは総価で行う旨</p>

	<p>を業者に通知し、見積書は総価で記載されていたにもかかわらず、契約の締結は提出された見積書の総価からは算出できない、印刷物（カラー、ブラック）各1枚当たりの単価で行われているものがみられた。</p> <p>今後は、関係規程に十分留意し、適正な事務の執行を徹底されたい。</p>
--	--

《指摘に対する措置》

総価契約の事務処理方法について各学校に周知をした。併せて、市教委学校経理係内で情報共有を行うことで、改めて各校への周知徹底及びチェック体制の強化を図り、再発防止に努めてまいりたい。

監査対象	教育委員会市立学校
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/3 財産管理事務/(2) 理科実験用薬品の管理を適正に行うべきもの</p> <p>理科実験用薬品の管理において、以下のような不適正な事例がみられた。</p> <p>ア 薬品受払簿に記載の数量と実際の数量が異なっているもの</p> <p>イ 薬品受払簿に薬品の使用月日が記載されていないもの</p> <p>劇物等を含む薬品の管理をおろそかにすることは、重大な事故の発生につながりかねないことから、チェック体制の強化を図り、厳格な管理の徹底に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

指摘を受けた各学校では、直ちに是正を行った。

平成29年1月24日の学教連絡会の場において、各学校種の校長会・園長会の代表に対し、今年度の指摘内容を詳細に説明した。併せて、今後の薬品管理については、過去の通知や規定を再確認の上、薬品の現在量把握を確実にを行い、薬品受払簿の記載漏れ等の不備を出さないよう、今後の校長会や研究会等の場で全校に周知するよう指導した。

今後も文書通知や口頭連絡に頼ることなく、指導主事との連携も継続し、各会議や研修等の場を活用して、各校における適正な薬品保管や管理の徹底、チェック体制の強化を指導していくこととしたい。

監査対象	教育委員会市立学校
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項/4 その他の事務/(2) 自家用車の公用使用に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>学校職員の自家用車を公用使用する場合、「札幌市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱」に基づき、校長は職員からの届出に際し、要件に該当している場合に限り、公用使用を承認することとされているが、以下の事例がみられた。</p> <p>ア 自動車運転免許の交付後一年が経過していることが公用使用を承認する要件の一つであるが、届出日時点においてこの要件</p>

	<p>を満たしていないにもかかわらず公用使用を承認しているもの</p> <p>イ 公用使用承認を受けた職員が交通事故（物損事故）を起こした際、公用使用の制限要件に該当していることから、公用使用承認取消を行う必要があるが、この手続きを行っていないもの</p> <p>ウ 届出した職員の押印が無いもの</p> <p>エ 届出職員と任意保険の被保険者が異なっていたが、当該保険を損害賠償に充てることを承諾する旨の欄が未記載のもの</p> <p>今後は関係規程を順守し、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。</p>
--	---

《指摘に対する措置》

御指摘の件につきましては、要綱に規定された手続方法等の理解不足及びチェックが不十分であったことによる誤りであり、今回指摘があった学校において、改めて職員の提出書類を再確認し、不備がないかを確認し、不備があったものにつきましては、速やかに改善するよう関係学校に指示いたしました。

今後、再発を防止し、適正かつ確実な事務の執行の実現に向けて、関係規定を所管の学校に改めて周知徹底するほか、学校に対し複数での確認を助言する等の取組を進めてまいりたい。

(2) 平成28年度第2回定期監査（工事監査）関係

監査対象	建設局土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 重点項目「工事施行中の安全対策」/1 安全対策費を適正に積算すべきもの</p> <p>今回監査した工事等の設計、積算において、工事施行中の安全対策について、以下のとおり関係基準等の確認不足に起因する適正を欠いた事例がみられた。</p> <p>工事施行中の安全対策については、適正な積算を行うとともに、検算・審査・決裁等の各段階においてチェック体制を強化し、受注者への指導に努められたい。</p> <p>(1) 「建設工事公衆災害防止対策要綱」では、施工者は地盤の掘削において、切取り面にその箇所土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが1.5mを超える場合には原則として土留工を施すものとされているが、掘削の深さが1.5mを超えるにもかかわらず、土留工等の安全対策が計上されていないもの</p> <p>(2) 公安委員会認定の資格を有する交通誘導警備員の配置が必要となる路線において、有資格者を計上していないもの</p>

《指摘に対する措置》

係会議等を通じて今回の指摘事項を職員に周知し、「建設工事公衆災害防止対策要綱」などの関係基準の順守を徹底するとともに、積算ミス防止に向けた

課内研修を実施した。また、これまでの工事監査における指摘事項等をまとめたチェックリストを新たに作成し、設計担当者による相互チェックや決裁・審査の際に活用することとした。

監査対象	建設局土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 重点項目「工事施行中の安全対策」/2 掘削時の安全対策を適正に実施すべきもの</p> <p>「建設工事公衆災害防止対策要綱」では、施工者は地盤の掘削において、切取り面にその箇所土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが1.5mを超える場合には原則として土留工を施すものと定めている。</p> <p>しかし、監査した土木工事の掘削作業において、掘削の深さが1.5mを超えているにもかかわらず、土留工や法面勾配の確保等の安全対策を実施せずに作業を行っていた事例がみられた。</p> <p>工事監理に当たっては、安全管理の徹底を図るとともに安全基準の順守と安全作業を強く指導し、適正な施工に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>係会議等を通じて「建設工事公衆災害防止対策要綱」の順守、施工者への指導や監督員による現地確認など適正な安全管理の実施について周知徹底を図るとともに、工事安全管理現場委員会の場において施工者に注意喚起を行い、安全管理の徹底を図ることとした。また、これまでの工事監査における指摘事項等をまとめたチェックリストを新たに作成し、今後の工事監理に活用することとした。</p>	

監査対象	建設局土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 重点項目「工事施行中の安全対策」/3 交通誘導警備員の資格等を確認すべきもの</p> <p>公安委員会認定の資格を有する交通誘導警備員の配置が必要となる路線の工事において、施工に先立って提出されるべき交通誘導警備員の資格等の資料が提出されていない事例がみられた。</p> <p>交通誘導警備員の配置は、施工時の歩行者や通過車両の安全対策として重要であることから、施工計画書等の提出を受けた際には交通誘導警備員の配置計画のみならず、交通誘導警備員の資格等の確認についても十分留意し、安全な工事の施行に向け受注者への指導に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>係会議等を通じて施工体制台帳の提出確認、及び資格を有する交通誘導警備員の配置が必要な工事においては、施工体制台帳により資格等の確認を行うことを再度徹底した。また、これまでの工事監査における指摘事項等をまとめたチェックリストを新たに作成し、今後の工事監理に活用することとした。</p>	

監査対象	建設局土木部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/1 工事設計/(1) 適正な設計書の作成と、チェック等を確実にすべきもの</p> <p>監査した工事等の設計、積算において、以下のとおり関係基準等の確認不足及び検算、審査等が不十分なことに起因する適正を欠いた事例がみられた。</p> <p>工事の設計に当たっては、積算基準や要領等の周知を徹底し、研修等により担当職員の設計技術の向上を図るとともに、検算・審査・決裁等の各段階においてチェック機能を強化し、適正な設計となるよう組織を挙げて努められたい。</p> <p>ア 「札幌市土木工事積算要領及び資料」では、施工地域区分に応じて共通仮設費率、現場管理費率の補正を行うことと定めているが、施工地域区分が山間僻地に該当するにもかかわらず、誤って地方部として補正を行っているもの</p> <p>イ 「札幌市土木工事積算要領及び資料」では、設計変更において工事量が増減した場合は、当初設計単価により積算することと定めているが、設計変更が工事量の増減であるにもかかわらず、誤って単価を変更しているもの</p> <p>ウ 「国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）」では、冬期対象期間を11月1日から3月31日までとし、この期間に係る工期については冬期日数に応じて現場管理費率を補正することと定めているが、契約上の工期の変更に伴う冬期日数の増加に対して、現場管理費率の補正が適正に行われていないもの</p>

《指摘に対する措置》

係会議等を通じて今回の指摘事項を職員に周知し、「札幌市土木工事積算要領及び資料」などの関係基準の順守を徹底するとともに、積算ミス防止に向けた課内研修を実施した。また、これまでの工事監査における指摘事項等をまとめたチェックリストを新たに作成し、設計担当者による相互チェックや決裁・審査の際に活用することとした。

監査対象	建設局土木部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 工事監理/(1) 品質管理書類を適切に確認すべきもの</p> <p>「札幌市土木工事共通仕様書」では、日平均気温が4℃以下になることが予想される場合には、寒中コンクリートとして施工し、所定のコンクリート養生期間について養生温度を5℃以上に保つなどの温度管理を行うとともに、保温された空間の温度を測定しなければならないと定めている。</p> <p>しかし、監査した土木工事において、日平均気温が4℃以下となることが予想されたにもかかわらず、温度測定を行った記録が確認できない事例がみられた。</p> <p>発注者は、施工に先立ち、施工計画書等に現場で想定される品</p>

	<p>質管理の項目が網羅されているか留意し、遺漏等がある場合には受注者を指導するとともに、適切な品質管理が行われていることを確認するよう努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>係会議等を通じて「札幌市土木工事共通仕様書」の順守、品質管理に係る施工計画及び実施状況の確認など適正な品質管理の実施について周知徹底を図った。また、これまでの工事監査における指摘事項等をまとめたチェックリストを新たに作成し、今後の工事監理に活用することとした。</p>	

監査対象	都市局建築部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 工事監理/(2) 工事写真の写真原本を提出すべきもの</p> <p>国土交通省の「営繕工事写真撮影要領」では、工事写真の撮影基準に基づいて撮影した写真原本（デジタルカメラの元データ又はネガ）を工事監督員に提出することと定めているが、建築工事において写真原本が提出されていない事例がみられた。</p> <p>特にデジタルカメラで撮影した写真は容易に編集が可能であることから、提出された工事写真が適正であることを確認するためにも、写真原本の受領について職員に周知するとともに、受注者の指導に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>未納の写真原本に関しては、速やかに提出を求めた。</p> <p>また、工事写真が適正であることを確認するためにも、写真原本の受領は重要であることから、課長係長会議及び課内会議を通して受領について職員に周知徹底を図った。</p> <p>併せて受託者に対しても指導を行うこととした。</p>	

監査対象	都市局建築部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 工事監理/(3) 産業廃棄物運搬車の表示を適正に実施すべきもの</p> <p>産業廃棄物の運搬において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」では、産業廃棄物の運搬車両である旨の表示を車体の両側面に鮮明に表示することと定めている。</p> <p>しかし、監査した建築工事において、産業廃棄物の運搬車両の両側面に産業廃棄物の運搬車両である旨の表示がされていない事例がみられた。</p> <p>産業廃棄物の処理については、関係法令の順守、適正な処理を確認していくことが必要であり、上記法令及び仕様書等に十分留意して産業廃棄物の処理を適正に行うとともに、受注者の指導に努められたい。</p>

≪指摘に対する措置≫

改めて、適正な表示を行わなければ法令違反になること、及び表示状況を工事写真として記録することの重要性について、課長係長会議及び課内会議を通して職員に周知徹底を図った。

併せて受託者に対しても指導を行うこととした。

監査対象	北区土木部
監査委員の指摘事項	第1 重点項目「工事施行中の安全対策」/3 交通誘導警備員の資格等を確認すべきもの 公安委員会認定の資格を有する交通誘導警備員の配置が必要となる路線の工事において、施工に先立って提出されるべき交通誘導警備員の資格等の資料が提出されていない事例がみられた。 交通誘導警備員の配置は、施工時の歩行者や通過車両の安全対策として重要であることから、施工計画書等の提出を受けた際には交通誘導警備員の配置計画のみならず、交通誘導警備員の資格等の確認についても十分留意し、安全な工事の施行に向け受注者への指導に努められたい。

≪指摘に対する措置≫

平成29年2月6日(月)に北区土木部役職者会議、平成29年2月8日(水)に関係職員会議を行い、今後は交通誘導警備員の資格等は書類の提出を受けて確実に確認することを周知し、再発防止を図った。

具体的な方法としては、チェックシートを利用し、確実なチェックに努めることとした。

(3) 平成28年度出資団体等監査関係

監査対象	公益財団法人札幌市中小企業共済センター(経済観光局産業振興部)
監査委員の指摘事項	1 出資団体監査/(2) 業務完了通知の徴取及び履行検査を適正に行うべきもの 当法人の契約事務取扱規程においては、委託業務が完了した後には業務完了通知を徴し履行検査を行う旨が定められているが、完了通知を徴していないものや定められた期限の超過後に完了通知を徴しているもの、必要な項目を欠いた履行検査を行っているもの、履行検査前に支払を行っているもの等、業務完了から支払に至るまでの一連の事務が適正になされていない事例が散見された。関係規程に沿った適正な取扱いに努められたい。

≪指摘に対する措置≫

業務完了から支払に至るまでの一連の事務の適正化を図るため、職場内研修を実施し、①委託業務が完了したときは文書により業務完了通知を徴すること、②完了通知に基づいて規程の様式により履行検査を実施・報告すること、③検査合格後に受取った適法な請求書により契約金額を支払うことなど、関係

規程を遵守し適正な対応をすることを確認しました。

また、委託業務に関する業務完了通知の提出期限については、実態を考慮した規定改正をしました。

監査対象	株式会社札幌花き地方卸売市場（経済観光局産業振興部）
監査委員の指摘事項	<p>1 出資団体監査/(1) 会議室の利用料収入請求を適正に行うべきもの</p> <p>当法人では市場建物内にある会議室を市場関係事業者等に有料で貸しており、その使用料金については後納により支払を受け、法人の収入としている。</p> <p>この使用料金の請求事務についてみたところ、使用料金を実際の使用時間とは異なる時間数で算定したものや、請求先を誤って使用者とは別の法人へ請求を行っているものなど、事務処理の誤りがいくつかみられた。</p> <p>については、請求に係る事務処理を正確に行うよう改善されたい。</p>
<p>≪指摘に対する措置≫</p> <p>会議室使用料の算出根拠となる帳票については、個別の帳票で整理していたが、これとは別に請求一覧表（請求明細）を作成することにより、突合によるチェックができる形に改善した。</p> <p>なお、指摘された誤りについては相手方と協議の上、精算済みです。</p>	

監査対象	一般財団法人さっぽろ産業振興財団（経済観光局産業振興部）
監査委員の指摘事項	<p>2 公の施設指定管理者監査/(1) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>札幌市エレクトロニクスセンターの産業廃棄物の収集運搬及び処分に係る契約事務において、産業廃棄物収集運搬及び処分業の許可を得ていない者を契約の相手方としていたとともに、法令等により記載が義務付けられている事項を網羅していない契約書を取り交わしていた。</p> <p>産業廃棄物の処理については、法令等により、各事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられ、併せてその事務処理方法が明確に規定されているものであることから、関係法令等に留意するとともに、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>≪指摘に対する措置≫</p> <p>指摘のあった件については、専務理事名の文書を財団職員全員に対して発し、法令順守の周知・徹底を行った。今後は、産業廃棄物の収集運搬・処分に係る契約事務の業務委託を行う際は、契約の相手先が必要な許可を得ている者か許可証の写しの提出を求めることで必ず確認することや、契約書には法定記載事項を必ず盛り込むなど、関係法令の遵守を徹底することを、事務説明会や職場内研修を通じて周知し、知識の習得を図ることで、適正な事務執行に努め</p>	

ていくことにした。

監査対象	一般財団法人さっぽろ産業振興財団（経済観光局産業振興部）
監査委員の指摘事項	<p>2 公の施設指定管理者監査/(2) 業務の履行に係る所定の手続を適正に行うべきもの</p> <p>札幌市エレクトロニクスセンターに係る修繕等の委託業務において、業務の履行後に契約を締結している事例や、特段の手続なく受託者以外の者への再委託により業務を行わせている事例が多数みられた。所定の手続を経た適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>指摘のあった件については、専務理事名の文書を財団職員全員に対して発し、適正な契約事務手順、及び再委託の原則禁止について周知・徹底を行った。</p> <p>今後は、事務説明会や職場内研修を通じて、業務委託を行う際には、業務の履行前に契約を締結することが大前提であることなど業務手順を十分理解させることで、適正な事務執行に努めていくことにした。</p> <p>また、再委託については、原則禁止されている理由や、やむを得ず再委託を認める場合の事前の承認手順について、事務説明会や職場内研修を通じて、周知徹底することで、職員の認識改善を図るほか、安易な再委託を防止する組織的な事前のチェック体制の強化等の実効性のある改善策を検討の上、実施することで、適正な事務執行に努めていくことにした。</p>	

監査対象	エムエムエスマンションマネジメントサービス株式会社（市民文化局文化部）
監査委員の指摘事項	<p>2 公の施設指定管理者監査/(4) 利用料金の設定にあたり市長の承認を受けるべきもの</p> <p>ア 札幌市時計台条例においては、札幌市時計台を指定管理者が管理する場合、利用料金の額は、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなっている。</p> <p>当法人が設定した利用料金は、同条例別表に定める上限額と同額ではあるが、市長の承認を得たものではないので、条例の定めに従い、必要な手続をなされたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>平成 29 年 2 月 20 日付で利用料金に係る承認申請を市長あてに提出し、平成 29 年 2 月 27 日付で承認があった。</p> <p>今後、適正な事務説明や関係者への周知を通じて、条例や協定の内容を十分理解させることで、適正な業務執行に努めていくこととした。</p>	

監査対象	エムエムエスマンションマネジメントサービス株式会社（都市局市街地整備部）
監査委員の指摘事項	2 公の施設指定管理者監査/(3) 指定管理業務に係る報告を正しく行うべきもの 札幌市営住宅の管理に関する協定に基づき、年度終了後に提出している「事業報告書」及び毎月提出している「業務報告書」に関して、金額や実施件数、実施日等に正確さを欠いているものが散見された。チェック体制を強化の上、正確な報告に努められたい。
<p>＜指摘に対する措置＞</p> <p>各報告書における金額や実施件数、実施日等については、正確なデータに修正を行った。今後は各データを自動入力するようなツールを構築し、併せて完成した報告書を複数名でチェックすることとした。</p>	

監査対象	Fu' s コンソーシアム札幌（スポーツ局スポーツ部）
監査委員の指摘事項	2 公の施設指定管理者監査/(4) 利用料金の設定にあたり市長の承認を受けるべきもの ウ 札幌市体育施設条例においては、札幌市藤野野外スポーツ交流施設を指定管理者が管理する場合、利用料金（リフト券）の額は、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなっている。 当団体では、このリフト券について割引販売を行っているが、割引後の額について市長の承認を得ていない。 条例の定めに従い、適正に処理されたい。
<p>＜指摘に対する措置＞</p> <p>指定管理期間の更新により、条例上定めのない利用料金の設定及びこれを用いた自主事業については適宜申請を行うこととした。 今後は、同様の事態が発生しないよう十分に留意し、適切な事務処理の遂行に努めていくこととした。</p>	

監査対象	札幌市交通安全運動推進委員会（市民文化局地域振興部）
監査委員の指摘事項	3 財政援助団体監査/(1) 現金の管理を適正に行うべきもの 出張旅費の精算事務において、旅費の一部を出張者から戻入させる事案があったが、その際に戻入金を現金で受領してから預金口座へ入金するまでに1か月以上が経過しており、その間の保有現金について帳簿に記載していない事例がみられた。現金の管理については、適正に行うよう努められたい。
<p>＜指摘に対する措置＞</p> <p>新たに現金出納簿を整備し、現金を取り扱う際は、資金前渡による一時限りの経費（Kitaca の入金等）を除き、必ず現金出納簿に記載を行い、毎月事務局次長まで決裁を行うこととした。 また、現金の紛失事故を防ぐため、現金出納簿記載後には、速やかに口座に</p>	

入金を行うよう職員に周知徹底を図った。

監査対象	札幌市交通安全運動推進委員会（市民文化局地域振興部）
監査委員の指摘事項	<p>3 財政援助団体監査/(2) 備品の管理を適正に行うべきもの</p> <p>当委員会の財務規程によると、物品の管理については備品出納簿を備えるとともに、使用中の備品については備品使用簿を作成して整理しなければならない。</p> <p>しかし、平成27年度に購入した備品（一体型パソコンとビデオカメラ）が備品出納簿に記載されておらず、備品使用簿については平成17年度以降作成されていなかった。</p> <p>関係規程の定めに従い、備品の管理を適正に行うよう改善されたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>備品購入時や管理換等にて、備品の管理状況に変更があった場合は、必ず複数職員でチェックを行うこととし、備品出納簿への記載漏れが無いように周知徹底を図った。</p> <p>また、備品使用簿については新たに作成し、使用中の備品の記載を行った。今後は備品使用簿記載の際も、必ず複数職員でチェックを行うこととした。</p> <p>なお、区交通安全運動推進委員会にて作成している備品出納簿及び新たに作成を指示した備品使用簿については、今後は定期的に本庁事務局へ報告するよう指示し、区における備品管理状況も把握していく。</p>	

2 指摘に対する措置（平成28年度監査報告6号に掲載された指摘事項に係るもの）

監査対象	一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団（スポーツ局スポーツ部）
監査委員の指摘事項	<p>出資団体監査/1 現金出納及びその他の事務/(1) 受講料返還に係る事務を適正に行うべきもの</p> <p>当法人では、スポーツ教室等の実施期間途中で受講を取りやめた受講者に対し、残りの受講回数に応じた受講料を返還しているが、この返還事務について、以下のような事例がみられたことから、関係職員に取扱い等を周知し、適正に執行されたい。</p> <p>ア 受講料の返還額を誤って算出し、数十円多く返還しているもの（2件）</p> <p>イ 前述アの状況を把握し、館長まで報告しているものの、経理的な事後処理が行われていないもの（1件）</p> <p>ウ 返還対象者の代理人に返還金を返還しているが、委任状などの代理人である旨を証する書類を徴していないもの（1件）</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>ア、イについて</p> <p>適正に処理すべく、「受講料取扱事務処理要領」作成のうえ、各施設に対し通知・指導した。</p>	

ウについて

今後において、代理人への返金事務を行うことが想定されることから、財務課に確認したうえ、委任状を用いた事務を追加し、各施設に対し指導した。

監査対象	一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団(スポーツ局スポーツ部)
監査委員の指摘事項	出資団体監査/1 現金出納及びその他の事務/(2) 受講料返還の際に適正な領収書を徴すべきもの スポーツ教室等に係る受講料の全部又は一部を返還する際に、返還対象者から徴する領収書において、以下のような事例がみられたので、適正に事務を執行されたい。 ア 領収書の領収者名を財団職員が代筆していたもの イ 財団職員の印鑑による訂正印を押印し領収金額を訂正していたもの ウ 訂正後の領収金額を更に修正液を使用し修正していたもの
《指摘に対する措置》 ア、イについて 返金申請書様式下段に含まれる領収証欄は、返金対象者から徴するものであり、本人記載欄への職員による代筆や、職員の印鑑押印による訂正ができる書類でないことから、適正な処理を徹底するよう各施設に対し指導した。 ウについて 領収証への修正液(テープ)の使用は一切禁止であることを各施設に再周知し、適正な処理を徹底するよう各施設に対し指導した。	

監査対象	一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団(スポーツ局スポーツ部)
監査委員の指摘事項	出資団体監査/1 現金出納及びその他の事務/(3) 随意契約に係る事務を適正に行うべきもの 委託業務「第36回札幌国際スキーマラソン大会警備業務(ドーム周辺)」について、随意契約を行うこととなった事由に該当しない者を選定し、契約を締結していた。 やむを得ず、随意契約を行う場合にあっては、その事由に該当する者を的確に調査したうえで選定されたい。
《指摘に対する措置》 本指摘を受け、平成28年度の「第37回札幌国際スキーマラソン大会」における当該業務の契約事務を進める際には、指定JV業者であることを確認のうえで指名見積合せを実施し、最低価格を提示した業者が業務を履行した。 今後とも、随意契約を行う場合にあっては、その事由に該当する者を調査したうえで選定するよう周知徹底した。	

監査対象	一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団(スポーツ局スポーツ部)
監査委員の指摘事項	<p>出資団体監査/1 現金出納及びその他の事務/(4) 支出に係る証憑類の保管を適正に行うべきもの</p> <p>小口現金での物品購入に係る支出事務について、支出伺、支出命令書及び領収書を紛失した事例が1件みられた。</p> <p>支出書類については、法令上、一定期間の保管を義務付けられていることから、その保管管理については適正に行われたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>従前より、支出伝票の保存は担当職員が行っており、保管している書類の有無の確認については、財団内部監査の際、一部抽出し確認するに留まっていた。</p> <p>今後は、毎月初めに前月分の支出伝票の保管の有無について、各施設において複数人で確認するよう事務処理の徹底を図ることとした。</p>	

3 意見への対応(平成28年度監査報告第5号に掲載された意見に係るもの)

(1) 平成28年度第2回定期監査(工事監査)関係

監査対象	建設局土木部
監査委員の意見	<p>第3 意見/4 夜間工事における監督員の反射ベストの着用について(優良事例)</p> <p>土木工事において、夜間工事の監督用務に当たり、監督員が反射ベストを着用している事例がみられた。</p> <p>反射ベストの着用は、夜間の視認性の向上による事故低減効果のほか、発注者が率先して安全対策に取り組むことで、受注者の安全意識の向上にもつながることから、工事施行中の安全に配慮した姿勢として高く評価できるものである。</p> <p>今後とも、工事施行中の安全確保に向けた取組を継続するよう要望する。</p>
<p>《意見への対応》</p> <p>今後も現在の取り組みを継続して実施し、引き続き工事施工中の安全確保に努めていく。</p>	

監査対象	都市局建築部
監査委員の意見	<p>第3 意見/1 産業廃棄物の適正な保管と写真記録について</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める産業廃棄物保管基準において、工事により発生した産業廃棄物を一時保管する場所には、囲いをした上で廃棄物の種類や管理者等を記した掲示板を見やすい位置に設置することが定められているが、今回監査した建築工事で保管の状況を写真等で確認できない事例がみられた。</p> <p>産業廃棄物の適正な保管状況を確認するため、写真等の記録を残すよう職員に周知するとともに、受注者を指導するよう要望する。</p>

＜意見への対応＞

改めて、適正な保管を行わなければ法令違反になること、及び保管状況を工事写真として記録することの重要性について、課長係長会議及び課内会議を通して職員に周知徹底を図った。

併せて受託者に対しても指導を行うこととした。

監査対象	都市局建築部
監査委員の意見	第3 意見/2 個人情報の取扱いについて 土木工事及び建築工事において工事成果品に提出が不要な個人情報に記載された名簿等が含まれている事例がみられた。 個人情報が記載された文書については、個人情報保護の観点から慎重に取り扱うことが必要となるため、不要な文書を受理しないよう、また工事関係書類に含まれる個人情報については、作成から廃棄に至るまで細心の注意を払って取り扱うよう職員に周知するとともに、受注者への指導に努めるよう要望する。
＜意見への対応＞ 個人情報保護の観点から、個人情報を含む工事関係書類について、不要な文書は受理しないこと、また受理した個人情報は細心の注意を払って取り扱うことについて、課長係長会議及び課内会議を通して職員に周知徹底を図った。 また、施工体制台帳や施工計画書のうち、本市保管用の書類については、作業員名簿の添付が不要であることを受注者に周知徹底することとした。	

監査対象	都市局建築部
監査委員の意見	第3 意見/3 工事写真の有効画素数について 国土交通省監修の「営繕工事写真撮影要領・同解説」には、デジタルカメラで撮影する工事写真の有効画素数について、監督職員と協議の上決定するとされており、黒板の文字及び撮影対象が確認できるよう130万画素程度（記録画素数1280×960）を指標とするとされている。 しかし、今回監査した設備工事で黒板の文字等が判読できない事例がみられたが、これらは工事写真の画素数が30万画素程度で、有効画素数について監督職員と受注者の協議も行われていなかった。 工事写真を撮影するに当たり、適正な有効画素数を受注者と協議し、指導するよう関係職員への周知を要望する。
＜意見への対応＞ 今回御指摘のあった工事写真の記録画素数については、平成29年2月8日改定の工事発注図面特記仕様書に「工事写真の記録画素数を（1280×960以上）とする。」を追加し、受注者に周知した。また、各業界関係者との勉強会等の講師派遣時に、今回の指摘事項を説明し、周知を図る。さらに、受注者と記録画素数について、工事着手時に協議を行うように係内会議等を通じて周知を行	

う。

監査対象	北区土木部
監査委員の意見	第3 意見/2 個人情報の取扱いについて 土木工事及び建築工事において工事成果品に提出が不要な個人情報記載された名簿等が含まれている事例がみられた。 個人情報が記載された文書については、個人情報保護の観点から慎重に取り扱うことが必要となるため、不要な文書を受理しないよう、また工事関係書類に含まれる個人情報については、作成から廃棄に至るまで細心の注意を払って取り扱うよう職員に周知するとともに、受注者への指導に努めるよう要望する。
《意見への対応》 平成29年2月6日(月)に北区土木部役職者会議、平成29年2月8日(水)に関係職員会議を行い、今後は受注者に対しても個人情報保護の重要性を認識してもらい、成果品に不要な個人情報がないように確認することを周知し、受注者への指導を徹底することとした。 具体的な方法としては、チェックシートを利用し、確実なチェックに努めることとした。	

(2) 平成28年度出資団体等監査関係

監査対象	一般財団法人さっぽろ産業振興財団(経済観光局産業振興部)
監査委員の意見	3 財政援助団体監査/(3) 補助対象事業の採択について(意見) 「コンテンツ活用促進事業」による補助金交付対象事業の採択の過程については、以下のとおりであった。 ア 補助申請者に対して、書面審査ののちに面接審査の機会を与えるか否かにつき、基準や理由の記録がない イ 書面審査ののちの面接審査によって、書面審査時点の評価に対して大幅な加点や減点がなされている例がみられたが、その理由の記録がない ウ 書面審査ののちに面接審査をしていない者に対しても、面接審査をした者に対するものと同様に書面審査時点の評価に変更を加えているが、その理由の記録がない 公的な企業支援を行うに当たり、公平性を確保することは重要であることから、必要な記録を行うなど、補助対象事業の採択過程に客観性を確保することに十分留意のうえ、事業を運営されるよう要望する。
《意見への対応》 指摘のあった件については、専務理事名の文書を財団職員全員に対して発し、補助事業の公平性と客観性の確保について周知・徹底を行った。また、補助事業の所管課において、今回指摘のあった点について事業内容の自主点検と必要な改善・見直しを実施することにより、今後は、面接機会付与の有無の判	

断基準を具体的に審査要項上に定めるとともに、機会付与の判断理由、及び面接審査後の大幅な加点減点があった場合の変更理由を記録に残すことを検討するなど、審査過程を見直すことで、公平性及び客観性の確保に努めていくことにした。

監査対象	一般財団法人さっぽろ産業振興財団（経済観光局産業振興部）
監査委員の意見	<p>3 財政援助団体監査/(4) 企業支援アドバイザーの審査等について（意見）</p> <p>「デザイン活用型製品開発支援事業」においては、企業を支援するアドバイザーを公募しているが、応募者をアドバイザーとして審査、登録するにあたり、応募者が勤務する会社の関係者を審査員としている事例がみられた。</p> <p>公的な企業支援に関わる重要な手続について、客観性を確保することに十分留意のうえ、事業を運営されるよう要望する。</p>
<p>《意見への対応》</p> <p>意見のあった件については、専務理事名の文書を財団職員全員に対して発し、補助事業の客観性の確保について周知・徹底を行った。また、補助事業の所管課において、今回意見のあった点について事業内容の自主点検と必要な改善・見直しを実施することにより、今後は、補助対象事業の採択等における審査と同様に、審査員が応募者と利害関係者にあたる場合は当該審査員を審査から除斥することを審査要項に定めるなど、審査過程を見直し、客観性の確保に努めていくことにした。</p>	

4 意見への対応(平成28年度監査報告第6号に掲載された意見に係るもの)

監査対象	一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団（スポーツ局スポーツ部）
監査委員の意見	<p>公の施設指定管理者監査/2 公の施設の管理に係る出納その他の事務/(1) 利用料金の承認内容と現行の運用について（意見）</p> <p>指定管理者制度においては、公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について、指定管理者が、条例で定める使用料の額の範囲内であらかじめ市長の承認を得て定めることとなっている。</p> <p>これに基づき、札幌市平岸プールにおいては、設置条例で定める使用料の額と同額の利用料金を市長の承認を得て定めているが、以下のような、承認内容と異なる運用を行っている事例がみられた。</p> <p>今後の取扱いについて、承認内容のとおり運用するか、あるいは現行の運用に沿って利用料金を見直すか、利用料金制度の趣旨を踏まえながら、本市の所管部局と協議されることを要望する。</p> <p>ア 団体や個人がコースを専用を使用する場合、個人使用の利用料金とコース使用の利用料金（1時間あたり50mプールで4,000円、25mプールで2,000円）を合わせて受領することとなって</p>

いる。

しかし、一部の利用については、コースを専用に使用しても、個人使用の利用料金しか受領しておらず、コース使用に係る利用料金を受領していなかった。

イ 競技会等により、50mプールや25mプールの全面を専用に使用する場合、利用者の区分（一般、高校生、中学生以下）によって異なる利用料金が設定されており、2つ以上の区分にまたがる場合は、その最高額を受領することとなっている。

このため、競技会参加者の大部分が中学生以下であっても、高校生が1人でも含まれていれば、利用料金は高校生の区分で受領することとなるが、いくつかの競技会において、参加者に高校生が数名含まれていても、中学生以下の区分で利用料金を受領していた。

ウ コース使用については、前述アのとおり個人使用の利用料金とコース使用の利用料金を合わせて受領することとなっている。

このため、競技会等により、25mプールの全面を専用に使用し、かつ、50mプールを1コースだけ使用する場合、25mプールの専用利用料金と50mプールのコース使用に係る利用料金に加え、個人使用の利用料金も受領することとなるが、このような利用において、個人使用の利用料金を受領していなかった。

《意見への対応》

アの件については、平成8年の札幌市議会予算特別委員会体育費教育長説明のとおり、過去の経緯も踏まえサークル活動の実態に応じた措置を検討していくこととし、所管部局と引き続き協議・検討していくこととする。

イの件については、条例で定める使用料の額と同額の利用料金を申請し、市長の承認を得ていることから、関係規定について職員に徹底させるとともに、施設利用申請団体への説明、実績確認を行い規定に則した取り扱いを行うこととする。しかしながら、利用団体からは2つ以上の区分にまたがる場合の最高額を徴収することについて、その比較区分の人数状況（中学生300名96.7%、高校生10名3.3%）によっては、平等性を欠くとの意見もあることから、今後、新たな利用料金申請についても検討・協議を所管部局と進めていくこととした。

ウの件についてはイ同様、改めて関係規定について職員に徹底させるとともに、規定に則した取り扱いを行うこととした。